



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第10号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(総務課) 2
- 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(同) 3

災害対策本部規程

- 群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室) 3

国民保護対策本部規程

緊急対処事態対策本部規程

- 群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室) 4

教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則(昭和四十五年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。)  
第二条第一号イの表事務局職員の項中

次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
----	---------------------------------

を

次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
文化財専門官	上司の命を受け、文化財の保護及び活用に関する特に命ずる事務をつかさどる。

に改める。

附則  
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「及び式典・宿泊・競技係」を「式典・宿泊係及び競技・高校生活動係」に改める。  
第五条第五項中「及び埋蔵文化財主監」を「埋蔵文化財主監及び文化財専門官」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「教育委員会規則で定める場合は、昇給日前一年間の全部を良好な成績で勤務した場合とし、同項の」を削り、同項第一号中「二号給」を「一号給以上」に改め、同項第二号中「一号給」を「零号給」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間における群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第六条第六項の規定の適用を受ける学校職員に係る改正後の第二十四条第二項の規定の適用については、同項第一号中「一号給以上」とあるのは「二号給」と、同項第二号中「零号給」とあるのは「一号給」とする。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の五及び第二十八条の六中「四千二百五十円」を「五千百円」に改める。  
第二十八条の七中「三千円」を「二千七百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の四項を加える。

5 条例第十一条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間において同条第一項に掲げる勤務以外の勤務(以下「時間外勤務」という。)をすることを命ずることができ、当該各号に定める時間(以下「限度時間」という。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間(学校栄養職員及び事務職員にあつては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六条第一項の規定により延長した労働時間)とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 一箇月については四十五時間、一年度については三百六十時間

二 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号の時間を超過して時間外勤務を命ずる必要がある場合 一箇月については百時間に満たない時間、直近二箇月から六箇月までについては一箇月平均八十時間、一年度については七百二十時間

6 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校職員(学校栄養職員及び事務職員を除く。)が次に掲げる業務を処理する場合に限り、人事委員会の許可を受けて、当該学校職員に対し、限度時間を超過して時間外勤務をすることを命ずることができる。

一 非常災害の場合に必要な業務

二 前号に掲げるもののほか真にやむを得ないものとして人事委員会が認める業務

7 教育委員会は、前項の許可を受けようとする場合には、当該業務の具体的な内容、人員配置又は業務負担の見直し等を行つてもなお限度時間を超過して時間外勤務をすることを命じなければならぬ理由等を明確にして、あらかじめ人事委員会に申請しなければならない。

8 教育委員会は、第六項の規定により限度時間を超過して時間外勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を人事委員会に報告しなければならない。

第八条ただし書中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。  
第十二条第一項第十三号の三中「満十五歳」を「満十八歳」に、「小学生又は中学生」を「就学前の子以外」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第二号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

群馬県災害対策本部長 大澤 正 明

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一企画部の部企画総務班の項の次に次のように加える。

外国人支援班	一 外国人に係る情報に関すること。 二 その他外国人の支援に関すること。
--------	---

別表第一生活文化スポーツ部の部外国人支援班の項を削り、同表環境森林部の部中「環境森林部」を「森林環境部」に、「環境森林総務班」を「森林環境総務班」に改め、環境汚染対策班の項及びごみ・し尿対策班の項を削り、林業対策班の項の次に次のように加える。

環境汚染対策班	一 環境汚染に係る災害情報の収集に関すること。 二 環境汚染に係る災害応急対策に関すること。
ごみ・し尿対策班	一 ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。 二 ごみ・し尿の処理に係る市町村への支援に関すること。

別表第一環境森林部の部環境森林応援班の項中「環境森林応援班」を「森林環境応援班」に改め、同表産業経済部の部産業経済応援班の項を削り、同部に次のように加える。

産業経済応援班	一 本部長が命じた事項に関すること。
---------	--------------------

別表第二企画部の部企画部長の款企画総務班の項中「国際戦略課長」を「情報政策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

外国人支援班	外国人活躍推進課長
--------	-----------

別表第二生活文化スポーツ部の部生活文化スポーツ部長の款外国人支援班の項を削り、同表環境森林部の部を次のように改める。

森林環境部	森林環境部	森林環境総務班	林政課長	
	林業対策班	森林保全課長	林政課長	林業振興課長
	環境汚染対策班	環境保全課長		
	ごみ・し尿対策班	廃棄物・リサイクル課長		
	森林環境応援班	環境政策課長	緑化推進課長	自然環境課長

別表第二産業経済部の部産業経済部長の款工業振興班の項に次のように加える。

観光班	観光物産課長
-----	--------

別表第二産業経済部の部産業経済部長の款観光班の項を削る。  
別表第四環境森林班の項中「環境森林班」を「森林環境班」に改める。  
別表第五前橋地方部の部環境森林班の項、渋川地方部の部環境森林班の項及び伊勢崎地方部の部環境森林班の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「中部環境事務所長」を「渋川森林事務所長」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に改め、同表高崎地方部の部環境森林班の項を次のように改める。

森林環境班	西部森林環境事務所長		西部森林環境事務所
別表第五藤岡地方部の部環境森林班の項を次のように改める。			
森林環境班	西部森林環境事務所長	藤岡森林事務所	西部森林環境事務所
別表第五富岡地方部の部環境森林班の項を次のように改める。			
森林環境班	西部森林環境事務所長	富岡森林事務所	西部森林環境事務所
別表第五吾妻地方部の部環境森林班の項を次のように改める。			
森林環境班	吾妻森林環境事務所長		吾妻森林環境事務所

利根沼田地方部の部環境森林班の項を次のように改める。

森林環境班	利根沼田森林環境事務所長		利根沼田森林環境事務所
-------	--------------	--	-------------

別表第五太田地方部の部環境森林班の項、桐生地方部の部環境森林班の項及び館林地方部の部環境森林班の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「東部環境事務所長」を「桐生森林事務所長」に、「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に改める。

附則  
この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号  
群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

群馬県国民保護対策本部長 大澤 正明  
群馬県緊急対処事態対策本部長 大澤 正明

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

- 4 第四条に次の三項を加える。
  - 5 別表第一総務部の部に規定する総括班に別表第二の二第一欄に掲げるチーム又は担当(以下「チーム等」という。)を置き、その分掌事務は、当該第二欄に掲げるとおりとする。
  - 6 チーム等にリーダー及びサブリーダーを置き、別表第二の二第一欄に掲げるチーム等のリーダー及びサブリーダーは当該第三欄及び第四欄に掲げる職にある者をもって充て、構成員は当該第五欄に掲げる課等に勤務する職員をもって充てる。
  - 7 リーダーは上司の命を受けてチーム等の事務を処理し、サブリーダーはリーダーを補佐してチーム等の事務に従事し、構成員は上司の命を受けてチーム等の事務に従事する。
- 別表第一総務部の部総括班の項第十五号中「に関する情報の収集」を「を中心とする包括的な情報の収集、分析、記録及び共有」に改め、同項第十八号を次のように改

める。  
 十八 航空運用調整に関する事。  
 別表第一企画部の部企画総務班の項第三号中「涉外」を「連絡窓口」に改め、同項の次に次のように加える。

外国人支援班	一 外国人に係る情報に関する事。 二 その他外国人の支援に関する事。
--------	---------------------------------------

別表第二生活文化スポーツ部の部外国人支援班の項を削り、同表環境森林部の部を次のように改める。

森林環境部	森林環境総務班	一 部内の総合調整に関する事。 二 部内の武力攻撃災害に関する情報の取りまとめに関する事。 三 その他群馬県行政組織規則第七条第六号に規定する森林環境部の分掌に係る事項で、部内各班に属しない事項に関する事。
林業対策班	一 治山、林道及び林産物に係る武力攻撃災害に関する情報の収集に関する事。 二 武力攻撃による林野火災に係る情報の収集に関する事。 三 林道の応急の復旧に関する事。 四 武力攻撃災害による治山、林道及び林産物に係る国民の保護のための措置に関する事。	
環境汚染対策班	一 環境汚染(NBCR)に係る武力攻撃災害に関する情報の収集に関する事。 二 武力攻撃災害による環境汚染(NBCR)に係る国民の保護のための措置に関する事。	
ごみ・し尿対策班	一 ごみ及びし尿の処理に係る武力攻撃災害に関する情報の収集に関する事。 二 ごみ及びし尿の処理に係る市町村への支援に関する事。 三 廃棄物処理の特例に関する事。	
森林環境心援班	一 本部長が命じた事項に関する事。	

別表第一県土整備部の部道路対策班の項に次の一号を加える。  
 五 道路啓開に関する事。  
 別表第一警備部の部警備対策班の項第三号中「人命救助」の下に「、行方不明者の捜索」を加え、同表生活安全部の部生活安全対策班の項第二号中「捜索」を「情報の収集及び整理」に改める。

「国際戦略課長

別表第二企画部の部企画部長の款企画総務班の項中「情報政策課長」を「情報政策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

外国人支援班	外国人活躍推進課長
--------	-----------

別表第二生活文化スポーツ部の部生活文化スポーツ部長の款外国人支援班の項を削り、同表環境森林部の部を次のように改める。

森林環境部	森林環境部長	森林環境総務班	林政課長
林業対策班	森林保全課長	林業対策班	林政課長 林業振興課長
環境汚染対策班	環境保全課長	環境汚染対策班	
ごみ・し尿対策班	廃棄物・リサイクル課長	ごみ・し尿対策班	
森林環境心援班	環境政策課長	森林環境心援班	緑化推進課長 自然環境課長

別表第二の次に次の一表を加える。  
 別表第二の二(第四条関係)

チーム等	分掌事務	リーダー担当	サブリーダー担当職	課等
救出・救助調整チーム	一 被災者の救出及び救助に関する事。 二 消防機関との連絡調整に関する事。 三 航空運用調整に関する事。 四 消防法第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス、火薬類及び放射性物質に係る国民の保護のための措置に関する事。 五 緊急消防援助隊の調整に関する事。	消防保安課長		危機管理室、 消防保安課

<p>援・応 チ・ム</p>	<p>輸送 担 当</p>	<p>総括 調 整 担 当</p>
<p>六 市町村消防応援の調整に関する事。</p>	<p>一 県物資集積拠点の開設・運営に関する事。 二 救援物資の輸送に関する事。</p>	<p>一 国民保護対策本部の庶務に関する事。 二 国民保護対策本部の会議の開催に関する事。 三 国民保護対策本部又は国民保護対策本部の会議からの指示、指令等の伝達に関する事。 四 各機関が行う県域内の国民の保護のための措置の総合調整に関する事。 五 各部の総合調整に関する事。</p>
<p>市町村課長</p>	<p>危機管理室次</p>	<p>危機管理・防 災係長</p>
<p>総合政策室</p>	<p>計画調整係 長</p>	<p>計画調整係 長</p>
<p>人事課、市町村課、危機管理室、総合政策室、食品・生活衛生課、ぐんまブランド推進課、商政課</p>	<p>市町村課、ぐんまブランド推進課、商政課、道路管理課、各行政事務所、税務所、物資集積拠点関係</p>	<p>危機管理室</p>

<p>六 中央連絡部、現地対策本部及び地方部の連絡調整に関する事。</p>	<p>七 国、市町村(消防を含む)、指定行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関その他関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>八 自衛隊の派遣要請に関する事。 九 緊急通報の発令に関する事。 十 警戒区域の設定及びその措置に関する事。 十一 警報の通知に関する事。 十二 退避の指示に関する事。 十三 避難の指示に関する事。 十四 県域を越える避難措置及び避難住民等の受け入れに係る他都県及び関係市町村との調整に関する事。 十五 武力攻撃災害への対処に関する事。 十六 国民の保護のため措置の実施の状況に関する事。 十七 防災行政無線等の管理及び運用に関する事。 十八 赤十字標章等、特殊標章等及び身分証明書に関する事。 十九 救援物資の保管及び受払いに関する事。 二十 救援物資の売渡</p>
---------------------------------------	---	---

別表第四環境森林班の項中「環境森林班」を「森林環境班」に改める。  
 別表第五前橋地方部の項、渋川地方部の項及び伊勢崎地方部の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「中部環境事務所長」を「渋川森林事務所長」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に改め、同表高崎地方部の項、藤岡地方部の項及び富岡地方部の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「西部環境森林事務所長」を「西部森林環境事務所長」に改め、同表吾妻地方部の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「吾妻森林環境事務所長」を「吾妻森林環境事務所長」に改め、同表利根沼田地方部の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「利根沼田環境森林事務所長」を「利根沼田森林環境事務所長」に改め、同表太田地方部の項、桐生地方部の項及び館林地方部の項中「環境森林班」を「森林環境班」に、「東部環境事務所長」を

情報収集担当	一 武力攻撃及び武力攻撃災害を中心とする包括的な情報の収集、分析、記録及び共有に関すること。 二 消防関係の部にも属しない事項に関すること。 二五 住民等の権利利益の救済に関すること。 二六 各部からの武力攻撃災害に関する情報の取りまとめに関すること。 二七 都道府県相互応援の要請に関すること。 二八 その他いづれの部にも属しない事項に関すること。
情報通信係長	
危機管理室、消防保安課	

「桐生森林事務所長」に、「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に改める。  
 附則  
 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---